

# 補装具等の見直しについて

- 1 補装具及び日常生活用具の種目見直し…… P1  
(参考1) 新補装具種目一覧…………… P2
  
- 2 補装具の利用者負担の見直し…………… P3
  
- 3 補装具費の支給の仕組みについて…………… P4  
  
(参考2) 補装具等の見直し(概要)…………… P5

# 1 補装具及び日常生活用具の種目見直し

補 装 具		日常生活用具	
点字器	日常生活用具へ移行	重度障害者用意思伝達装置	補装具へ移行
頭部保護帽			
人工喉頭		浴槽（湯沸器） パーソナルコンピュータ	廃 止
歩行補助つえ（一本杖のみ）			
収尿器			
ストマ用装具			
色めがね	廃 止		

補装具の定義	日常生活用具の定義
<p>次の3つの要件をすべて満たすもの。</p> <p>①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの</p> <p>②身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの</p> <p>③給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの</p>	<p>次の3つの要件をすべて満たすもの。</p> <p>①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの</p> <p>②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの</p> <p>③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの</p>

## 新 補装具種目一覧 (案)

(単位：円)

種目	名 称		H16 基準	耐用年数	種目	名 称		H16 基準	耐用年数		
義肢			290,000	~4	車いす	前方大車輪型		102,000	5		
装具			80,000	~3		リクライニング式前方大車輪型		120,000			
座位保持装置			251,000	3		片手駆動型		117,000			
盲人安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550	2		リクライニング式片手駆動型		133,600			
		木材	1,650			レバー駆動型		160,500			
		軽金属	2,200			手押し型A		82,700			
	携帯用	グラスファイバー	4,400	2		手押し型B		81,000			
		木材	3,700		リクライニング式手押し型		114,000				
		軽金属	3,550								
義眼	普通義眼		1,7000	2	普通型(4.5km/h)		314,000	6			
	特殊義眼		60,000		普通型(6.0km/h)		329,000				
	コンタクト義眼		60,000		手動兼用		切替式 230,000 アシスト式 263,000				
眼鏡	矯正眼鏡	6D未満	17,600	4	リクライニング式普通型		343,500				
		6D以上10D未満	20,200		電動リクライニング式普通型		440,000				
		10D以上20D未満	24,000		電動リフト式普通型		701,400				
		20D以上	24,000								
	遮光眼鏡	前掛式	21,500		4	六輪型		44,000	5		
		6D未満	30,000			四輪型(腰掛付)		36,000			
		6D以上10D未満	30,000			四輪型(腰掛なし)		31,000			
		10D以上20D未満	30,000			三輪型		34,000			
		20D以上	30,000			二輪型		27,000			
	コンタクトレンズ		15,400		固定型		26,000				
弱視眼鏡	掛けめがね式		36,700	交互型		30,000					
	焦点調整式		17,900								
補聴器	標準型箱形		34,200	5	座位保持いす(児のみ)		24,300	3			
	標準型耳掛形		43,900		起立保持具(児のみ)		27,400	3			
	高度難聴用箱形		55,800		頭部保持具(児のみ)		7,100	3			
	高度難聴用耳掛形		67,300		排便補助具(児のみ)		8,200	2			
	挿耳型(レディ)		87,000		歩行補助つえ		松葉つえ	木材	A 普通	3,300	2
	挿耳型(オーダー)		137,000						軽金属	A 普通	
	骨導型箱形		67,000					B 伸縮		3,300	
	骨導型眼鏡形		120,000					B 伸縮	5,300		
車いす	普通型		102,000	5	カナディアン・クラッチ		8,000	4			
	リクライニング式普通型		120,000		ロフストランド・クラッチ		8,000				
	手動リフト式普通型		232,000		多点杖		10,000				

(注1)義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成15年度交付実績1件当たり平均単価である。

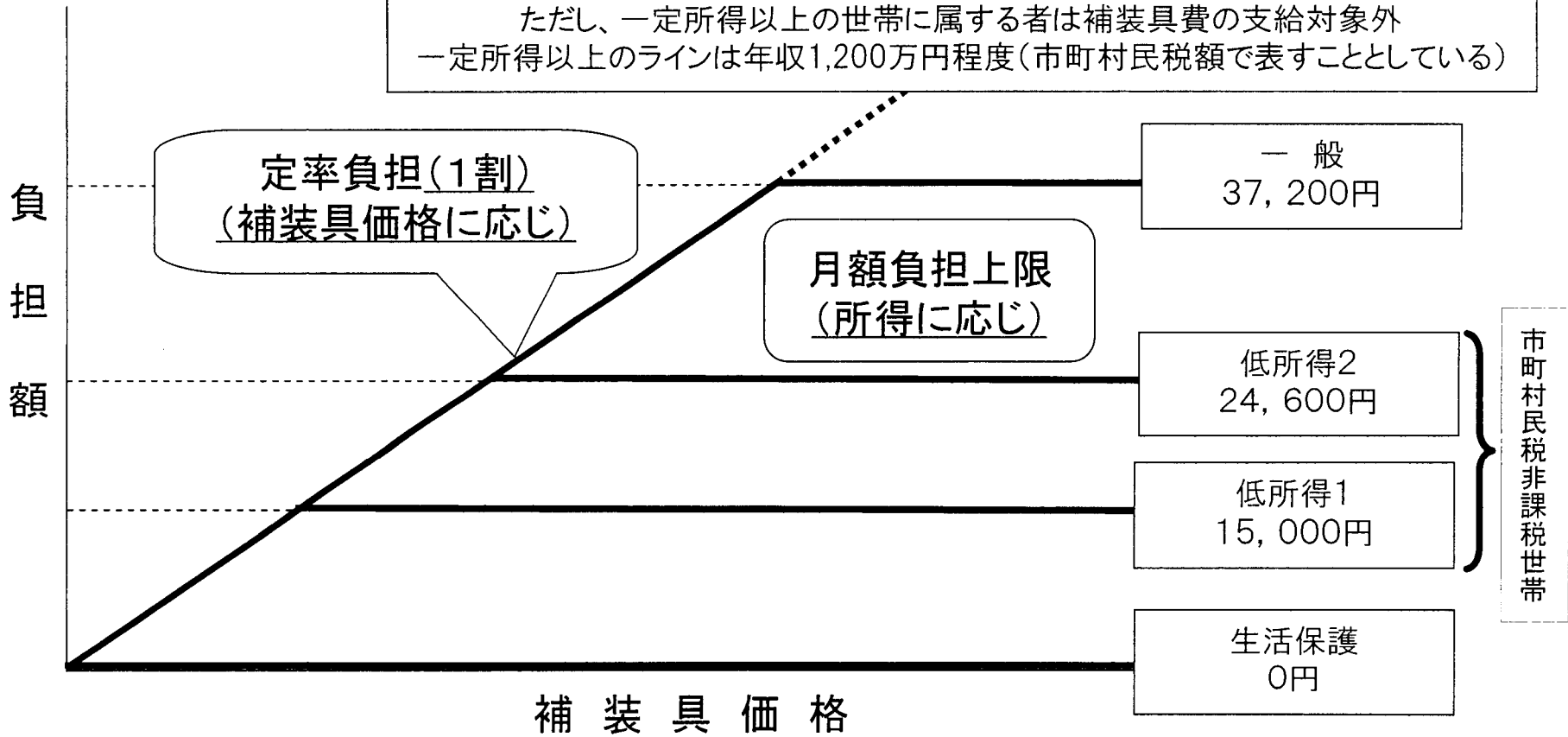
(注2)義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月~1年6ヶ月の耐用年数となっている。

# 2 補装具費の利用者負担の見直し

所得にのみ着目した応能負担  
↓  
定率一割負担と所得に応じた月額負担上限額の設定

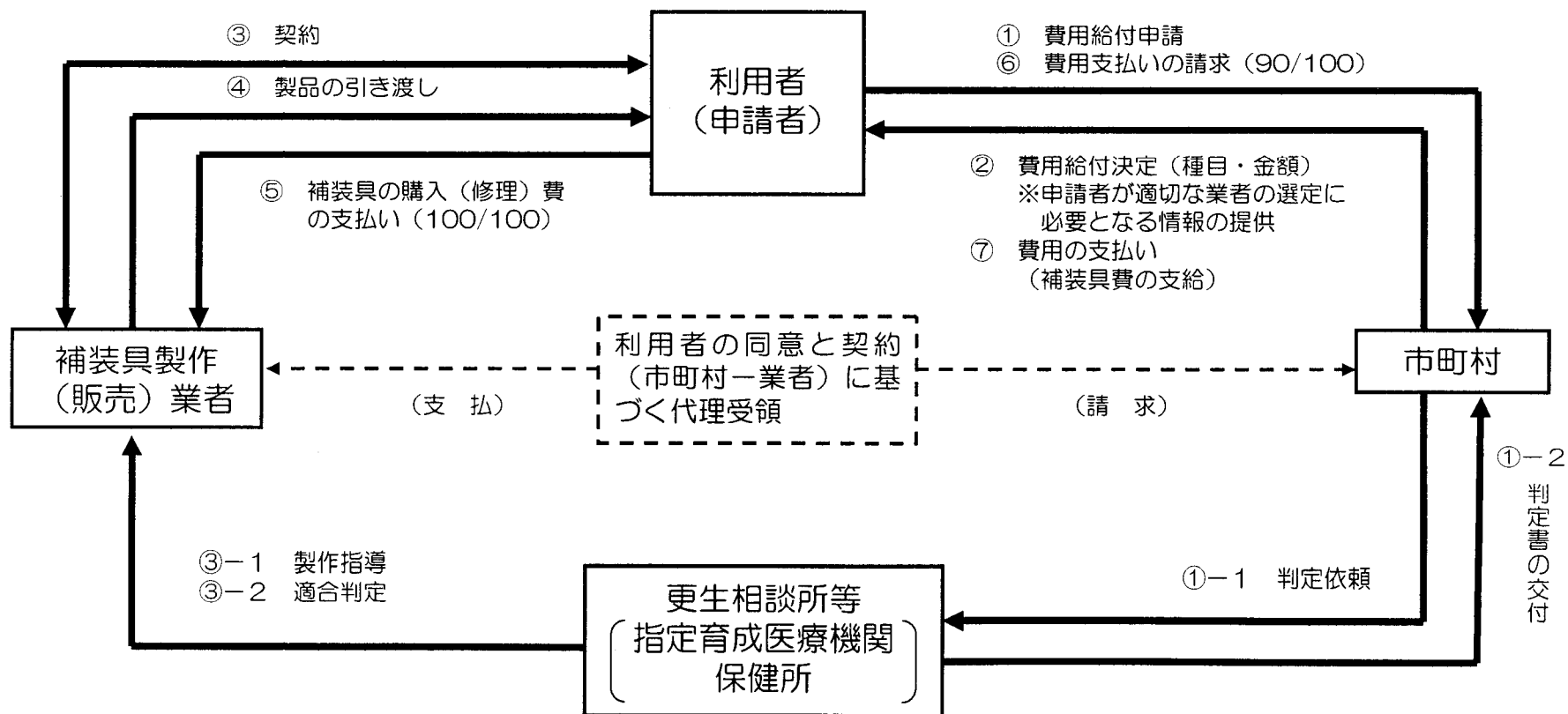
所得区分及び世帯の範囲についての考え方は、障害福祉サービスと同様とする。

ただし、一定所得以上の世帯に属する者は補装具費の支給対象外  
一定所得以上のラインは年収1,200万円程度(市町村民税額で表すこととしている)



### 3 補装具費の支給の仕組みについて

- ア 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に費用支給の申請を行う。
- イ 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- ウ 補装具費の支給の決定を受けた障害者は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- エ 障害者が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、
- ・ 事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用を支払うとともに、
  - ・ 市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用の百分の九十に相当する額を請求する。
- オ 市町村は、障害者から補装具費の請求があったときは、補装具費の支給を行う。



補装具等の見直しについて（概要）

【現 行】

〈補装具給付事業〉

- 補装具：盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす、その他厚生労働大臣が定める補装具
- 種 目：  
義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、盲人安全つえ、点字器、補聴器、人工喉頭、収尿器、ストマ用装具等
- 費用負担：所得税額に応じた応能負担  
\*ただし一定所得税額以上は全額自己負担

〈日常生活用具給付等事業〉

- 日常生活用具：日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働大臣が定めるもの
- 種 目：  
浴槽、体位変換器、移動用リフト、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用情報受信装置、重度障害者用意思伝達装置、電気式たん吸引器、透析液加温器、電磁調理器、火災警報器 等
- 費用負担：所得税額に応じた応能負担  
\*ただし一定所得税額以上は全額自己負担

〈見直しの内容〉

- 補装具、日常生活用具の範囲の見直し→定義の明確化
- その他、補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しのために必要な事項
  - ・障害のある人にとって真に必要な用具を、適正な価格で提供できる仕組みづくり
  - ・定義に基づく現行種目の見直し
  - ・補装具費の設定、補装具等の給付事務手続きの円滑化等、今回改正に伴うその他の事項
- 持続性のある安定した制度の維持

一部を「補装具等の見直しに関する検討委員会」にて検討

反  
映

【障害者自立支援法】

（補装具等に係る見直し部分はH18年10月施行）

種目・価格見直し、  
制度の運用指針等

〈補装具費の支給〉

- 補装具：身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの。その他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いす、その他の厚生労働大臣が定めるもの
- 種目：告示にて示す（P3 参照）
- 費用負担：定率（1割）負担（P4 参照）  
\*所得が政令で定める基準以上の場合は給付費対象外  
\*家計に与える影響を斟酌して、一定の負担上限を設定

〈市町村地域生活支援事業〉

- 日常生活用具：日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるもの
- 種目：ガイドラインにて示す
- 費用負担：市町村（事業実施主体）が決定